

平成30年4月27日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

30年4月1日酒税法「ビール」の定義変更

—平成29年度税制改正、平成38年ビール類税率統一への一段階—

平成29年度税制改正の一環として、平成30年4月1日以後工場から出荷されるビール、または同日以後輸入されるビールについては新たな「ビール」の定義に基づいて酒税が課税されることとなりました。

今までのビール、発泡酒、「第3のビール」等類似する酒類間の税率格差（*1）が開発、販売数量に影響を与え、酒税の減収をもたらしているとされ、この定義変更は類似酒類間の税率格差の解消への第一段階であり、またEUが非関税障壁として問題視した、輸入「ベルギービール」を副原料の関係から酒税法上、格下の「発泡酒」とする措置の撤廃でもあります。

（*1）ビール類（発泡性酒類）の税率（350mlあたり）

ビール…77円、発泡酒（麦芽比率；「麦芽の重量／麦芽と副原料の合計重量」が50%以上）
…77円、発泡酒（麦芽比率25%以上50%未満）…62円、発泡酒（麦芽比率25%未満）…
47円、「第3のビール」（「その他の発泡性酒類」）…28円

◎改正前の「ビール」とは

- （1）麦芽、ホップ、水を原料として発酵させたアルコール分20度未満のもの
 - （2）麦芽、ホップ、水と一定の副原料（*2）を発酵させたもので麦芽比率（麦芽の重量／麦芽と副原料の合計重量）が67%以上のアルコール分20度未満のもの
- （*2）一定の副原料とは・・・麦、米、トウモロコシ、こうりゃん、馬鈴薯、澱粉、糖類、カラメル、苦味料

◎新たな「ビール」の定義

- （3）改正前の（1）に同じ
- （4）改正前の（2）に新たな副原料（*3）が認められ、さらに麦芽比率を50%以上に緩和
（*3）新たな副原料（これらの合計重量は麦芽重量の5%以下であること）・・・果実（乾燥させたもの、煮詰めたもの、濃縮果汁、含む）、コリアンダー又はその種子、胡椒、シナモン、クローブ、山椒その他香辛料、カモミール、セージ、バジル、レモングラスその他のハーブ、甘藷、南瓜その他の野菜（乾燥させたもの、煮詰めたもの、含む）、そば、ゴマ、蜂蜜その他含糖物質、食塩、みそ、花、茶、コーヒー、ココア、牡蠣、昆布、鰹節
- （5）上記（3）又は（4）のビールにホップ又は上記（*3）の新たな副原料（これらの合計重量は麦芽重量の5%以下であること）を加えて発酵させたもの

◎税率の変更

この定義変更により以前は「発泡酒」であった麦芽比率50%以上67%未満のものが、「発泡酒」から「ビール」に変更となりますが、税率は定義変更前後で同じ77円／350mlで変わりません。